

令和 8 年度むつ市こども・子育て会議 会議録

令和 8 年 6 月 22 日（月）午後 5 時

むつ市役所 大会議室 A

出席者	☐ 出席 松尾委員、佐藤委員（むつ市校長会）、杉澤委員、櫻井委員、金澤委員、杉山委員、福嶋委員、田中委員、小川委員、三國谷委員、佐藤委員（むつ商工会議所）、新川委員、佐藤委員（むつ市自立支援協議会）、坂本委員、猪本委員、小林委員、天間委員、中村委員 計 18 名 ☐ 欠席 菊池委員 ☐ 事務局 【こどもみらい部】 石田部長、吉田次長 【こども家庭課】 荒木課長、 【子育て支援課】 辻課長、橋本主幹、木谷主幹、山崎主任 【キッズパーク】 土岐所長 斗南コンサルティング合同会社 赤松氏
配付資料	☐ 事前配布資料 資料 1 こども計画（案） 資料 2 むつ市こども計画策定に関するアンケート調査票 集計報告書 ☐ 当日配付資料 ・ 次第 ・ 委員名簿
議題	案件 1. 組織会 ・ 副会長の選任について 2. 案件 ・ こども計画の素案（理念・KPI・関連事業等）について 3. その他

【開 会】 司 会	開会に先立ちまして資料のご確認をさせていただきます。 皆さまに先に郵送でお配りしている資料は、「むつ市こども計画（案）」、「むつ市こども計画策定に関するアンケート調査票集計報告書」となります。 また、本日皆さまに、お配りしている資料は、次第、委員名簿、以上となります。会議資料が手元にない方がありましたら事務局にお知らせ願います。 まだ、数名の委員が見えておりませんが時間となりましたので、ただいまより、令和8年度第1回むつ市こども・子育て会議を開催します。 はじめに、前回の会議以降に新しく委員となられた方をご紹介させていただきたいと思います。 むつ市校長会より、佐藤充委員、むつ市教育委員会より、杉澤一徳委員、むつ青年会議所より、坂本佑輝委員、むつ公共職業安定所より、猪本英亮委員です。皆様どうぞ、よろしくお願いいたします。 なお、菊池委員は本日ご欠席となっておりますが、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、むつ市こども・子育て会議条例第7条第3項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。 つづいて、令和8年度の職員異動にともない、改めまして、こどもみらい部職員の紹介をさせていただきます。職員は自席で自己紹介をお願いします。 ～こどもみらい部長より順に職員あいさつ～ 最後に本日、進行を務めさせていただきます山崎です。よろしくお願いいたします。 また、本日は、前回に引き続き、こども計画策定業務を委託しております、斗南コンサルティング合同会社 赤松様にも出席いただいております。 それでは、本会議は会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いいたします。中村会長、議長席へお願いします。
【案件1】 中村会長	みなさん、お寒いなかありがとうございます。東京からきて、こちらが寒いので驚きましたが、皆様、体調にはどうぞ、お気を付けてください。 それでは、早速、次第に沿って進めて参りたいと思います。案件の前に、組織会として本会議の「副会長の選任」を議題とします。 前回、お願いしておりました、むつ市校長会の山本副会長の委員交代により、改めて、副会長を決めたいと思いますが、どなたか、推薦やご意見等はございますか。もし、ないようであれば、事務局案をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
事務局	事務局案としては、前回に引き続き、むつ市校長会の佐藤委員にお願いしたいと考えております。
中村会長	ありがとうございます。ただいまの、佐藤委員という事務局案にご異議などはありますでしょうか。 ～意義なしの声～

【案件２】 中村会長	それでは、事務局案のとおり、副会長は佐藤委員にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。よろしければ一言お願いします。
佐藤委員 (校長会)	佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。荷が重い感がありますが、会長を補佐し、十分な審議をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは事務局案の通り、副会長は佐藤委員ということで、お願いしたいと思います。
中村会長	それでは、案件に移りたいと思います。案件「こども計画の素案（理念・KPI・関連事業等）」について」事務局より説明をお願いします。
事務局	子育て支援課の橋本です。私からは、次第のこども計画の素案（理念・KPI・関連事業等）についてご説明します。資料は「むつ市こども計画（案）」と書かれたものとなります。 こども計画の策定についての会議は、本日で第３回目となり、徐々に計画（案）の形ができてきました。前回３月の会議では、令和７年１２月に実施した、小学校５年生及び中学校２年生のこどもとその保護者に実施した調査結果と１５歳から３９歳までのこども・若者の調査結果の報告をさせていただきました。そのアンケート結果と他の調査資料を基に、こども計画の骨格となります施策の体系を皆様にお示しさせていただきました。 施策の体系では、アンケート調査やむつ市の現状から８つの課題を設定し、その課題からの５つの基本目標を設定しました。さらに、それぞれの基本目標毎に施策の方向を示す、基本施策を設定しました。 今回は、前回の会議で保留していた本計画の基本理念、基本目標にたいする成果指標、基本施策毎に位置づけた市内のこども施策関連事業、毎年の本会議で行う、こども計画の進行管理指標などを追加し、素案としてお示ししましたので、その辺りについて何か、ご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいと存じます。 それでは、計画全体の素案について簡単に説明させていただきます。１ページの「第１章 計画の概要」では、「１．計画策定の趣旨」として、こども基本法の制定、こども大綱の閣議決定など制度的な変遷のなかで、「こどもまんなか社会」を目指して国の方針や等について掲載しており、こどもを取り巻く環境変化や、国や県の動向等をふまえ、こども・若者の権利が守られ、将来にわたって幸せに生活できるように、「むつ市こども計画」を策定するという趣旨を述べています。 ２ページの「２．計画の位置付け」では、むつ市こども計画には、「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者計画」、「少子化社会対策基本法に規定する事項」を一体的に策定する計画であること、こども計画は、国の「こども大綱」及び「青森県こども計画」を勘案した計画であること、本市の「むつ市総合経営計画」及び子ども・子育て支援事業計画や地域福祉計画、学校教育プランなどの関連分野の個別計画との

整合を諮ることが示されています。

３ページの「計画期間」では、本計画は令和９年１月から令和１２年３月までの３年３か月間となり、計画は本年１２月中には完成予定としております。

また、図にあるとおり、令和１２年度の第２期むつ市こども計画からは、次期の子ども・子育て支援事業計画を含む計画として策定する予定としております。

３ページ中段には「４．計画の対象」を掲載しております。計画の対象は、すべてのこども、若者、子育て当事者、それらに関わるすべての者としています。ここでいう「こども」とは、乳幼児期からおおむね１８歳までの者、若者はおおむね１８歳から３０歳未満ですが、施策により４０歳未満のポスト青年期の者も対象となります。

４ページからは、「第２章 本市の現況」のデーターやグラフを掲載しています。

「１．人口動態」、「(１)人口推移と割合」として、年少・生産・老年人口の年齢３区分の推移、５ページには令和７年３月３１日現在の「５歳階級別人口構成等」を掲載しています。

６ページの「(２)世帯数の推移」には、全体の世帯数の推移、１８歳未満の親族のいる世帯割合、７ページはひとり親世帯の推移、８ページは母子世帯の割合を県、全国と比較したグラフ、その下は同じく、父子世帯の割合を比較したものを掲載しています。

９ページは、「人口動態」として、オレンジで出生数、青色で死亡者数の自然増減数の推移、その下には同じように社会増減数の推移を掲載しております。

１０ページからは、「２．少子化の動向」に関連するグラフを掲載しております。「合計特殊出生率の推移」と「婚姻の状況」、１１ページは離婚の状況を掲載しています。また、その下のグラフは年代別毎の未婚率となっています。

１１ページからは、「(３)労働状況」として、むつ市の労働力率の青森県、全国との比較や、男女・年齢別の労働力率のグラフを掲載しています。

１３ページからは、「３．保育環境・教育環境の状況」で、「(１)就学前児童の保育状況」として、幼稚園や保育所、こども園の利用児童数の推移、１４ページはそのグラフを掲載と待機児童数の表を掲載しております。

１５ページは、小学校・中学校の状況として、小中学校の児童数・学級数のグラフ、１６ページには、なかよし会の入会児童数の推移を掲載しています。

１７ページからは、「４．こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」として、「(１)いじめ・不登校の状況」で小学校のいじめ・不登校件数の推移、その下に中学校のいじめ・不登校件数の推移のグラフを掲載しております。

１８ページは「(２)児童虐待の状況」としてむつ市で通告をうけた件数、その下には「(３)１８歳未満の障害者手帳所持者数の状況」として手帳種別毎にグラフを掲載しています。

１９ページには、「(４)小・中学校就学援助の状況」、その下には(５)児童扶養手当受給者及び特別児童扶養手当の状況のグラフを掲載しています。

２０ページから２１ページまでは「(６)生活保護被保護者の状況」として、生活保護被保護者数の推移、生活保護被保護者の構成割合の推移、１８歳未満の生活保護被保護者数の推移を掲載しております。

２２ページからは７９ページまでは、「５．アンケート調査からみるむつ市の現状」

として、前回の策定会議で報告しましたアンケート調査の結果をグラフにして掲載しております。こちらの詳細な結果は、皆さまにお渡しした水色の冊子にまとめられています。

８０ページをご覧ください。８０ページから８１ページには、「６．現状からみられるむつ市が抱える課題」として、前回の会議で皆様に検討していただきました８つの課題を掲載しています。

- (１) こどもの減少と多様なニーズに対応した教育・保育体制の整備
- (２) こどもや子育て家庭への切れ目のない支援体制の整備
- (３) こどもの居場所、親子が安心して活動できる生活環境の整備
- (４) 仕事と家庭の調和のとれた生活の確立
- (５) 子育て家庭への経済的支援や育児負担軽減
- (６) 困難を抱えるこども・若者・子育て世帯への支援
- (７) 若者にとって、今後も住み続けられる魅力あるまちづくりの支援
- (８) こどもや若者の声の社会への反映

つづいて８２ページをご覧ください。ここでは、「第３章こども計画の基本理念と施策体系」の「１．基本理念」を掲載しています。

前回の会議では、総合計画の理念が決定した後、その理念の形に合わせて、設定してはどうかという庁内の策定委員の意見がございましたので、今回、再度、設定しました。

総合経営計画の理念が『ともに描く。新たなアゲハ』、また、総合経営計画の将来像が『すべての笑顔を満開に 地方の希望をつくるまち』と決まりました。

それを受け、こども計画の理念は、「こども・若者の笑顔と夢がひろがるまち むつ」としました。

こちらは、もともと、こども計画のスローガンを決めるために小学校４年生から高校３年生までのむつ市こどもモニターにアンケートをしたものですが、このスローガンを理念して掲載しました。

総合経営計画の理念とは少し意味合いは異なるのですが、総合経営計画の将来像「すべての笑顔を満開に、地方の希望をつくるまち」からは、こどもモニターのスローガンがかけ離れたものではないと考え、スローガンをそのまま理念とする形にしました。

つづいて、８３ページをご覧ください。こちらは、基本目標として、こちらも前回の会議でご検討いただきました５つの目標を掲載しております。

基本目標１ 安心してこどもを生み、子育てできるやさしいまちづくりのために

基本目標２ こどもが健やかに学び、自分らしく成長できるように

基本目標３ 若者が自分らしく、生きいきと活躍できるまちづくりのために

基本目標４ すべてのこどもへのきめ細かな取組の推進のために

基本目標５ こどもの権利を保障したこども施策の実施のために

となっております。

つづいて、８４ページをご覧ください。先程の基本目標について、それぞれ成果指標を設定しました。こちらの成果指標は、国のこども大綱で同じように示されているKPIを参照した部分と市独自に設定した部分があります。

中村会長	成果指標の多くが、昨年 12 月のアンケート結果を用いており、次期の計画策定時には、同じ項を用いアンケート調査して評価できれば良いと考えています。 また、各 KPI の設定の根拠については、85 ページ以降に記載しております。 87 ページには「4. 計画の体系」を掲載しております。左側より、基本理念、ライフステージ、基本目標、基本施策と並んでおります。 ライフステージは、こども大綱にあわせておりますが、必ずしも、各ライフステージの対象者がそれぞれの基本目標にピッタリはまるわけではなくあくまでも目安で示しています。 また、基本施策は、基本目標を達成するための方針として設定しており、各基本施策に関する事業を次ページから掲載しております。 88 ページをご覧ください。「第 4 章施策の展開」として、基本目標ごとに、色分けしたセクションのなかで、基本施策ごとに市で実施している関連事業を掲載しております。 基本目標 1 についての成果指標、基本施策、関連事業は 88 ページから 92 ページまでのピンクのページ、同じく、基本目標 2 については 93 ページから 99 ページまでのオレンジのページ、基本目標 3 は 100 ページから 103 ページまでのイエローのページ、基本目標 4 についての成果指標、基本施策や関連事業は 104 ページから 109 ページのグリーンのページ、基本目標 5 についての成果指標、基本施策や関連事業は 110 ページから 112 ページまでのブルーのページとなります。 掲載事業は、まだ、説明文などの精査が必要であり、再度、庁内に事業説明の記載方法など確認を含めて照会する予定ですので、修正がでてくる可能性があります。 また、各基本施策に、進行管理指標を設定しました。例えば 89 ページ中段には、進行管理指標として、乳幼児の健康診査受診率、産後ケア事業の実施率、生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業訪問率を進行管理指標として定めています。 これは、(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない子育て支援事業の推進の基本施策に対する進行管理指標として設定しており、毎年のこども・子育て会議での計画の進行管理をこの指標を用いて行っていければと思っております。 こちらも指標が基本施策に見合っているのかなど、ご意見等があればお願いしたく存じます。82 ページ「第 5 章計画の推進」では、「各関係機関の役割」「推進体制」「進捗管理・評価」「広報・周知」、83 ページからは資料編となっております。 説明は以上となります。委員の皆さまには、ただいま説明した素案について、ご審議いただき、お気づきの点やご意見などがありましたらお願いしたいと思います。 説明は以上となります。 ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等はありませんか。 私からよろしいでしょうか。38 ページで少し気になったところがあります。こどもの権利について、知っているかどうかのアンケートで「知っている」が 30.7%、「言葉だけは知っている」が 34%、「全く知らない」が 33.5%でした。これと同じように 49 ページには保護者に「こどもの権利について知っていますか」という設問で、「知っている」が 36.4%、「言葉だけは知っている」が 41.7%、「全く知
------	---

	らない」が20.8%となっていて、この辺が少し気になりました。 そこで、副会長の佐藤委員にも、お聞きしたいのですが、小学校でこどもの権利について、どのように教えられているのか。何も教育委員会で教えてくれということではなくて、アンケートのなかには、こどもたちが、YouTube も結構見ているので、こんな YouTube にはこどもの権利のことも色々情報がある、みたいなことが少し言えるといいのかなと思ったので、意見もお伺いできたらと思います。 ユニセフ等では、こどもたちが見ることのできる、こどもの権利条約の YouTube があるのですね。もちろん変なところは紹介できないのですが、市として、何か紹介できるものがあれば、と勝手に思っていました。 佐藤委員いかがでしょうか。学校でもこどもの権利の取り組みはやっていますでしょうか。
佐藤委員 (校長会)	小学校は1年から6年生がいたので、全て同じ内容という訳にはいかないですが、時々、行政から、そういうチラシやパンフレットのようなものが来るので、それをこどもたちに配布するなどしてはいますが、そのパンフレットを詳しく読み込むとか、書いている内容を詳しく教えるといった時間はないのが現状です。 また、こどもの権利は人権のことでもありますので、道徳学習でお互いの基本的人権も含めて、人権を大事にしていこうという教育や、あとは今、会長が言われたように、こどもたちは割と色々なことを知っているのも、「こどもの権利」について聞いたことがあるのは、おそらく、SNSとかメディアの影響が強いのかなとも思います。 あるいは親御さんから聞いたり。なので、中身は詳しく分からなくても言葉は何となく聞いたことがあると言う認識はあると思います。
事務局	ただいまの中村会長の質問に関連して、市のこどもの権利の普及活動について、簡単にご説明いたします。110ページをご覧いただきたいと思います。ここには「こどもの権利擁護」について載せております。 おつ市として、令和6年度から、こどもの笑顔まんなか条例を制定し、こどもの権利擁護やこどもの権利の普及啓発に取り組んでいます。事業の詳細は記載していないのですが、実はこの事業は、結構、幅広い事業で、小学校のまたは中学校から依頼があれば、「こどもの権利」の出前講座というものを実施したりしています。 昨年度の実施回数の正確な数字を持ち合わせておりませんが、10回以上は各学校からお声がけいただき、実施しております。また、こどもだけでなく、保育連合会の研修会で70人以上の保育士の皆さんにお集まりいただいて「こどもの権利」の出前講座を開催したり、おつ市のこどもオンブズパーソンの先生に依頼したりして、年1回の大人向け講演会を実施している他、こどもの権利のイベントにおいても普及啓発活動を実施しています。
中村会長	金澤委員はいかがでしょう。保育連合会でも保護者の方へ何かありますか。
金澤委員	なかなか、こどもの権利については、まだ浸透はしていないのかなというのが現実

中村会長	だと思います。保育園でこどもをあずかる上で、私たちがしていることは、主体的に遊びを通して学ぶということを保育連合会ではやっています。こどもを尊重しながら、こどものためにというところで日々過ごしているところです。 いじめや不登校なども少しずつ増えている調査結果も出ていますので、その辺を意識して、市として取り組んでいただけるといいのかなと思います。 今、行政から説明がありましたが、もう少し、「市ではこういうことをやっています」というようなことをアピールしてもいいのかなと思います。 その他、皆様から、ご質問やご意見等がございましたでしょうか。
佐藤委員 (校長会)	８４ページに成果指標のところ、少しお話させていただきたいと思います。基本目標２のところ、小学生と中学校のいじめ件数の減少が成果指標になっています。 令和２年度のいじめ件数が極端に少ないのはコロナが原因だという捉えだと思うのですが、それ以外はいじめが増加しています。ただ、このいじめの増加件数だけをもって、こどもたちの気持ち、どんどん荒んでいる等と捉えるのではなく、今は小・中学校では、どんな軽微ないじめでも見逃さないというスタンスでやっている、以前は、いじめではないような、ちょっとしたトラブルで済まされていたものも、今はお互いに聞き取りして、いじめとして報告すべきというような判断をすれば、全て報告するようにしている背景があります。 もちろんいじめが減少するのが理想ではありますが、いじめの増加には、そのような背景もあるということを委員の皆様にはぜひお伝えしたいと思います。
中村会長	ありがとうございます。確かに数的に増えている背景をみんなで理解していくというのは非常に大事だと思います。同じように虐待もそうだと思います。今までは、虐待と言われなかったことも、最近は虐待と言われることもありますので、そういう意味で認識が変わってきているのかなと思います。ただそういうことも含めて、みんなで検討することが大事だと思います。その他、ご質問等ございましたでしょうか。
小川委員	アンケートでは、こどもにお金がかかるというような意見が多いのですが、例えば４３ページのアンケートでも修学旅行の負担が一番多いのですが、確かに、私も子育てしている時に、修学旅行の積立金のようなものをしていて、費用がかかるという記憶があるので、今でもやはり修学旅行の費用は大変だと思います。 また、４７ページには、それを補助する就学援助制度の周知度を尋ねるアンケートがありますが、この制度を知っている人も、制度を利用しなかったという回答もあり、修学旅行費が高くて大変な人でも、この制度を使える程ではないということで、自分で負担している人が多いのかなという気がします。 この制度の仕組みというか、どういう人たちが使えているのかというものがあれば教えてほしい。
事務局	今の、就学援助費の質問について、詳しい情報を持ち合わせていませんでしたので、

	議事録を送付する際に回答するという形でよろしいでしょうか。
中村会長	教育委員会の杉澤委員はいかがでしょうか。
杉澤委員	私も今年異動してきたばかりで、まだ詳しくはないのですが、確かに修学旅行費に就学援助制度を利用できるというのはございます。ただ、少しハードルがあるというか、所得が多くない方が全部、この制度を活用できるかと言えば難しい。例えば非課税ですとか、いろいろ条件がありますので利用している方は、市内でもそんなに数は多くないのが現状です。
中村会長	ありがとうございます。困窮とまではいかなくとも、少し生活が大変といった方が特に今は物価高でもありますので、お金の問題があるのかなと思います。
事務局	ただいまの就学援助費支給制度について、市ホームページを見ながらお答えさせていただきます。 援助費の支給の要件ですが、当市では、生活保護受給世帯、生活保護受給世帯に準ずる程度に困窮し、次のいずれかに該当する方として、(1)当該年度において居住を同じくしている全ての方の市民税所得割が非課税になる方、そして(2)当該年度において、保護者が病気入院等で就労できないと認められる方、(3)その他市長が援助を必要と認める方、という様な条件があります。 対象と認められる児童生徒の保護者に対しては、学用品通学用品新入学学用品費、宿泊を伴う校外活動、修学旅行費等を支給するとホームページには掲載しております。
中村会長	ありがとうございます。色々なハードルはありますが、できればこういう制度も使っていければいいのかなと思います。他に何かありますでしょうか
金澤委員	どうしても保育園の目線でお話しするのですが、今、市でも乳児誰でも通園事業というのがあります。自分の園でも利用している方がいますが、市内でどれぐらい利用件数があるか教えてください。
事務局	こども家庭課の荒木と申します。令和7年度の実績という形になります。 令和7年10月から開始していますので、利用件数は半年程度ということになります。今、具体的な数字を持ち合わせていないのですが、延べ人数で70人程度利用していたと記憶しております。以上です。 ※訂正 70人程度 → 57人
金澤委員	もう一つよろしいでしょうか。市でも健診を行っていますが、どうしてもこどもの就学に当たって、平日頃より就学前の5歳児健診をぜひ実施していただけないかなと思います。市としては、5歳の就学前健診について、この先考えがあるかをお聞きしたいと思います。

中村会長	いま、就学前に保護者への質問や園と学校とでいろいろ情報交換しているのですが、やはり、こどもの情報が伝わっていない部分があって、就学してから分かることもあるので、そこで、5歳児健診があればいいと思っていますが、いかがでしょうか。
事務局	事務局お願いします。 子育て支援課の辻です。5歳児健診についてお答えいたします。スムーズに就学を迎え、就学した後も学校生活に慣れていくために、国でも5歳児健診を市町村で行うように推し進めているところだと認識しています。 スムーズな就学に向けた体制づくりということでは、私達も考えているところでありまして、この場で今やります等のことは申し上げにくいですが、5歳児健診も視野に入れながらスムーズに就学後、お子さんが学校生活に慣れていけるための体制づくりを考えておりますのでご理解いただければと思います。
金澤委員	ありがとうございます。2028年度まで国は100%を目指すというのがあると思うので、ぜひ検討していただければと思っています。 もう一つ、こどもの健診について思うところがあるのですが、今、健診の時間が大体お昼寝の時間になっていますが、どうしてもその時間は、こどもたちが眠い時間帯だったりするで、しっかりと健診ができていくのかなと思ったりします。 例えば、園で過ごすこどもたちのことはよく知っているので、そこに保育士が一緒にいるとか、何かそういう場面があればいいのかなと。家で過ごすこどもの様子と、集団で過ごすこどもとでは違うので、その辺が共有できる場面があったらいいのかなと思うところもありました。健診の時間的なところはどうか。
事務局	ありがとうございます。健診の時間帯につきましては、小児科の先生が午前中の診療を終えてからでなければ先生の確保が難しいということで、お子さんが眠くなるような時間帯になってしまっている現状ではあります。 私達も家庭でのお子さんの様子、園の集団でのお子さんの様子というところでは違いがあるのかなと思っており、その部分が発達に課題を抱えるお子さんにも、もっと良い支援が出来るきっかけになるのかなと思っていますので、園での集団での生活の様子などをもっと健診などに取り入れられればいいと思っていますので、その際はご相談させていただきたいと思います。
中村会長	5歳児健診は、発達障害等を見るときに非常に大切な部分で、私達はよく多職種連携とか言うのですが、もし市や保育園で連携できると、一部アンケートに入れてもらうとか、あるいは保育園から健診に少し気になるお子さんの情報を出していただくとか、個人情報に厳しいのでなかなか難しいところありますが、こどものために少し考えられるのかなと思います。 それから先ほどの小川委員のお金のところもあったのですが、以前テレビで、中学校や高校の使わない制服について、クリーニング代だけを負担してもらって、うまく

	リサイクルするようなシステムを作っているようなところもあったので、何かそういうものを市でも考えられるといいかなと思います。 ただ、市だけでなく、それをサポートする団体も必要なので、できればPTAとか、色んなところが協力していただけるといいのかなとは思いますが。制服やジャージとか本当にもったいないというがあるので、リサイクルとかはとてもいい日本の考え方なのでその辺のところも少し考えられればいいのかなと思います。 その他、皆さんのほうからご意見はありますでしょうか。
佐藤委員 (自立支援協議会)	自立支援協議会の佐藤といいます。普段、自立支援協議会のこども教育部会の部会長をさせていただいております。先ほど金澤委員のお話にもあったとおり、私も5歳児健診はぜひやってほしいなと思います。 私は自立支援協議会を通して、発達障害のお子さんのことをメインに私の部会では話をしているのですが、計画の中に医療的なケアが必要なお子さんのサポートがあまり含まれていないかなと思ってまして、今、震災時の避難計画なども進んでいるかと思うのですが、その辺もこどもに関係する部分だと思うので、この計画の方には載ってこないのかなっていうことを聞きたいのですが。
中村会長	事務局お願いできますか。
事務局	この事業の掲載は全庁に照会をかけて、本計画の課題や目標のもとで、現在実施している関連事業を挙げてほしいと照会をかけましたので、佐藤委員がおっしゃった医療的ケア児の災害時期の避難計画などのお話がでたので、その辺も、障害福祉担当課に確認しながら、追加できる事業であるのかを一度精査したいなと思っています。
佐藤委員 (自立支援協議会)	医療的ケアのお子さんの居場所というところが、市内で本当に少ないのです。全国的に看護師やヘルパー不足だったり色々な課題があるのですけれども、そういった中で、そのこどもの居場所、健常児や発達障害があるお子さんもそうですけれども医療的なケアがあるお子さんで、本当に24時間見守りが必要な親御さん方は、本当に厳しくて、しっかり眠れていないのではないかという状況でサポートしている方が多いので、何か、そういうお子さんたちの居場所だったり、養育している保護者のレスパイト的な場所というのが増えてきてくれないかなっていうのはすごく感じますので、ぜひ計画の方に載せていただけたらなと思います。
事務局	ありがとうございます。今の場所という部分に関連して一点だけお伝えしたい情報提供がございます。 107ページをご覧ください。事業に「こども第三の居場所づくり事業への連携支援」を掲載しておりました。医療的ケア児が利用できるかどうか検討は必要になるのですが、こちらの事業は市ではなく社会福祉法人の桜木会で、日本財団から建物と2年分の運営費の助成を受けて、その助成要件として、市と桜木会と日本財団の3者で協定を結んで実施するというような事業となります。

	こちらの事業の内容ですが例えば不登校、または家庭に少し課題があるといいますが、しっかりとご飯を食べていないとか、あとは何らかの発達障害等で、なかなか周りとうまくコミュニケーションできず不登校になっている等、何らかの課題のある子どもを受け入れて、学習支援、食事支援、あとは入浴支援等の生活訓練をさせるというふうな場所を来年の春までに整備する予定としておりましたので情報提供としてお伝えしておきたいと思います。
中村会長	実質的にどのくらい医療的ケアが必要な子どもがいるのでしょうか。
事務局	数字を持ち合わせていませんでしたので、調べておきます。 ※補足 医療的ケア児の数：8人（6月24日現在）
中村会長	東京や埼玉の首都圏と比べての違いは、都会の方では、放課後デイサービスとか、色々なサービスで肩代わりしているようなところがあります。ですから、そういうところに医療的ケアが必要な子どもたちが多くはないのですが利用しています。 ただ、子どもによっては、本当は周りにいろんな子どもがいる保育園に行った方がすぐ育つと思えるお子さんでも、結局、ご家族にすれば、朝晩を送迎してくれて、1日面倒見てくれているので、ご家族はあんまり感じていないかもしれないのですが、私なんか見ていると、保育園に行ったらすぐく伸びていくのと思う子どもがそれなりにいると思っています。逆にそういう施設があるがために、そこで止まってしまうというところもあって、質の部分を考えなければいけないというの也有ります。 保育園で今、医療ケアを行っておりますのでしょうか。
金澤委員	市内の園では1園あると記憶しています。
事務局	1園に1人、医療的ケアが必要なお子さんが保育園に通っております。
中村会長	訪問看護師さんが行っているのでしょうか。
事務局	常時、ケアが必要なお子さんなので、看護師さんは市の方で派遣しています。
中村会長	そういうところも含めて、やはり皆さんいろいろご意見いただきたいと思います。三國谷委員、いかがでしょうか、その他でもなにかご意見等がありますでしょうか。
三國谷委員	二点ほどあります。第三の居場所事業はどこで始める予定でしょうか。
事務局	今は田名部中学校の近く海老川町のほうに建設を進めている最中となります。現在は、工事が始まったか、始めるかのタイミングだと思います。 ※訂正 海老川町→むつ市緑町

三國谷委員	もう１点ですが、こどもたちの学習や教育に関わる経済負担の軽減のところで、手当等は色々あると思うのですが、例えば海外留学したい場合などに補助等はあるのでしょうか。
中村会長	いかがでしょうか。奨学金はあるのですよね。
事務局	はい。奨学金はございますが、ただし、海外留学についての支援というのはこちらでも把握しておりません。
三國谷委員	こどもはなんでも吸収できる時期なので、普通の子でも身体に障がいを持っている子ども、海外に出れば視野が広まるのかなと思いましたので、そういう支援も検討いただければと思います。
中村会長	姉妹都市はあるのですよね。なので、その海外の学校との交流などを活かしていただければと思いますし、将来的には、そういう留学にも奨学金みたいなのが出ると嬉しいのかなと思います。その他のどうでしょうか
小川委員	進行管理についてですが、おつ市の総合経営計画の時なども思うのですが、例えば８９ページと９０ページとかには色々な事業があるのですが、その中から、例えば８９ページだと、この三つを進行管理指標と入れていますよね。あと９０ページもそうだが、この三つを指標として挙げる根拠は、何かあるのでしょうか。
事務局	進行管理指標としては、この事業を全てそれぞれ意味があって実施しているもので、なかなかどれが重要かに行った優劣をつけにくいものなのですが、施策の方向性で、例えば(Ⅰ)妊娠前から妊娠期出産子育ての切れ目のない支援事業の推進に関連が大きいと考える事業として載せさせていただきました。 こちらについては、いろいろと見る視点において、こちらの方が、関わりが大きいのではないかなというようなことはあると思いますので、ぜひともご意見等ありましたら、いただきたいなと思っていました。
中村会長	よろしいでしょうか。あと、今若者の数は減っていますよね。そう考えると、やっぱり働く場所の課題が出てくるのかなとは思いますが、商工会議所の佐藤委員、その辺はいかがでしょうか。この辺のところが増えてこない、若い世代の定着というか、若者が少なくなるのかな、というところはありますでしょうか。
佐藤委員 (商工会)	どこをポイントにするかが重要になると思います。例えば１つの捉え方として結婚や子育てだとか、その個人で状況に応じた捉え方があると思いますが、どこに注力していくのか、絞った形で進めるのがいいのではないかと思います。 何となく全体的にはわかるのですが、どこが本当にネックになっているのかという辺りをしっかり精査するのも必要なかなと思います。

中村会長	事務局の方でも、何かこの辺がポイントというのがありますでしょうか。大学は今、青森大学と八戸学院大学でしたかね。それらの大学がむつ市に来ていただいて学生が学べるようになりましたが、その他に若者というところで何かありますでしょうか。
事務局	事務局で若者を増やすために、流出させないために何か策があるというのではありませんが、確かにアンケート調査では、賃金の低さ、または雇用の場所がないというのは、皆様にお配りした青い冊子のアンケートの中でもかなり上位にあると考えていました。 やはり雇用となると、創業支援やまたは企業誘致などの経済部での事業がある一方、その部分だけではなく子育て支援のなかでも経済的負担を軽減する等、雇用だけでなく生活全体を通して若者の負担を考えていければいいのかなと考えております。
中村会長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
杉澤委員	先ほど進行管理指標のお話があったので若干追加させていただきます。計画ではアンケートから課題を設定して、基本目標を設定しているということですが、一方で、この関連事業は、基本的に、現在市で実施している取り組みなので、目標達成のため、この事業全てが効果的な事業として目標にリンクしているかというのは、今の段階で判断は難しいところだと思います。そのため、現在の実施事業のなかで進行管理指標を設定しているので、少し合わないところも出てくる可能性があると思います。 事業は毎年、精査して、スクラップ&ビルドをしていくものなので、この目標に合わせて、どの事業が有効なのかを今後考えていった上で、ここの中身も毎年少しずつ変わるのかなという認識ですが、いかがですか。
事務局	こども計画には、現在行われている関連事業が記載されています。掲載事業については、各担当課に、照会を再度行う予定ですので、本日、お示ししている計画は現段階でのことになります。今の段階で本計画に掲載されなくても、今後、新しい事業が追加される可能性は十分あるかなと思っております。 その辺も考慮して、現在、関連する事業を進行管理の指標として掲載しておりますので、新しい事業等が出来ましたら、随時、会議で報告などさせていただければと思っています。
杉澤委員	今、お答えいただいたように、事業を継続して、効果があるものは継続し、効果がないものは廃止したり、新しく考えたり、ということが毎年あると思いますので、この4章の部分は今現在の事業を掲載していますが中身的には毎年少しずつ変わっていくのかなと思います。
中村会長	そうですね。なので、年1回PDCAサイクルでチェックをし、その時に新しい事業とか出たら、マーカー等で色をつけていただいたりすると分かり易くなるのかなと思います。この事業は追加になったけど、この事業は廃止になりましたみたいな感じで

	やると、ずいぶん柔軟性もあるのかなと思います。
中村会長	その他に皆さんから、なにかありますでしょうか。
天間委員	お疲れ様です青森中央短期大学の天間です。5 歳児健診といますか、保育園、幼稚園など小学校に上がったときのサポート体制ということでスクールサポーター配置事業などが関連してくるのかなと思いますが、私事ですが、今、学生と一緒に小学校 1 年生のクラスや特別支援学級の低学年のクラスにお邪魔したり、低学年でも小規模校でボランティア活動したりしているのですが、やはり保育園から小学校に行ったとき、学生が実習のときに驚いていたのが、「今の小学生って、自分が小学校 1 年生のときよりも、話の聞き方とか、そういうのがちょっと慣れないのかな」と。 保育園から小学校の生活で何が違うのかという時に、保育園や幼稚園の先生と小学校の先生の言葉のかけ方が違うと言うのですね。 もちろん 5 歳児健診も大事だと思うのですが、多分、保護者の方自身にも、自分のこどもに特性あるけど、まだ受け入れきれてないっていう子がクラスの中にはたくさんいるのかなという印象もありましたので、そういった子を小学校の先生たちがサポートしてあげるようなことを手厚くしていかないと健診をやったとしても、健診の後でどうするとなった時、そこにスムーズに乗っていける親御さんもいれば、やっぱり否認したい親御さんもたくさんいるので、その繋ぎを学校の先生が安心できるような形でやっていただけると、よりいいのかなという感じがしていましたのでご参考にいただければと思います。以上です。
事務局	ありがとうございます。お子さんが保育園や幼稚園から小学校に行くということで生活がすごく大きく変わる、保護者の方の生活もすごく変わるので、そこをスムーズに移行できることで就学に向けてお子さんが楽しく、生き生きとして活動ができるところに繋がると思います。貴重なご意見大変ありがとうございました。
中村会長	ありがとうございます。続いてはその他で、何かありますか。なければ、概ね事務局で示していただきました計画（案）で了承してよろしいでしょうか。 ～異議なし～
中村会長	異議がなければ、それで了承ということにしたいと思います。 最後にその他として皆様から何かありましたらお願いします。無いようなので事務局からお願いします。
事務局	その他として一点ご報告させていただきます。次回の委員会は、9 月頃を予定しております。今後の予定では本日掲載した事業の説明内容等の記載についてもう一度各担当課に照会し、さらに修正を行って、庁内のこども計画策定委員会で検討し、そして 10 月頃を目途に実施するパブリックコメントの時に市民にご覧いただく計画案を

中村会長	お示ししたいと思っております。皆様にはそのパブリックコメント前の計画案を確認していただければと思っております。 次回の会議は本日、皆様からいただいたご意見を再度ご検討、修正した後、もし大きな修正などがなければ書面開催等も含めて検討していきたいと思います。 事務局からは以上となります。 ありがとうございます。今、パブリックコメントという話が出たのですが、せっかく小学生、中学生、それから若者の方にもいろんなご意見をいただいたのでこども向けのパブリックコメントを行っても良いのかなと思います。 全体のパブリックコメントもあるとは思いますが、その辺も事務局の方で考えていただけると嬉しいなと思っています。それでは特になにもなければこれで議長に下ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局	以上をもちまして、令和８年度第１回むつ市こども子育て会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。